

1. これまでの経緯
2. 電気事業法の関係規定
3. 一般送配電事業者の事案に関する類型
4. 関係小売電気事業者の事案に関する類型
5. **非公開情報以外の情報管理**
6. 議論いただきたい事項

# 最終保障供給の顧客情報の情報管理

- 最終保障供給は、高圧以上の需要家で小売電気事業者の契約先が見つからない需要家に対して一般送配電事業者が行うもの。昨今の卸電力価格高騰等により、一般送配電事業者から最終保障供給を受ける需要家が増加。
- **一般送配電事業者のうち複数の事業者※は、関係小売電気事業者に最終保障供給業務の一部を委託。**  
※最終保障供給業務の公募を行っている一般送配電事業者は、北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、北陸電力送配電、中国電力NWの5社。
- 今般、新電力の顧客情報ではなく、**一般送配電事業者が供給する最終保障供給の顧客情報が関係小売電気事業者から閲覧可能になっていた例が報告されている。**
- 最終保障供給の顧客情報は、**電気事業法上、託送業務等で知り得た情報にあらず**、体制整備義務においてアクセス制限を義務づけられている情報ではない。一方で、最終保障供給を受けている需要家は、高圧以上で、やがては小売電力市場での契約を行うことになる顧客の情報。**特に、最終保障供給業務を受託していない場合において、関係小売電気事業者から閲覧できる状態になっていることは不適當※。**  
※第23条第1項第2号において、一般送配電事業者は、特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならないこととされている。
- 閲覧の実態把握を進めるとともに、2月3日、電取委事務局から一般送配電事業者に対して不必要な情報の**閲覧をできないようにするなどの対応を指示。**

## 再エネ特措法に係る情報管理

- 新電力の顧客情報ではなく、**再エネ特措法に基づき一般送配電事業者が行う業務に関する小売部門から閲覧可能になっていた例**が報告されている。
- 北陸電力送配電からは、電力・ガス取引監視等委員会の緊急点検依頼に対し、特定契約に基づく送配電買取実施に係る情報が、営業システムのマスキング漏れによって北陸電力側から閲覧可能であったとの報告があった。（ただし、アクセスログの解析の結果、北陸電力社員からの意図的な閲覧は確認されなかった）
- 2月10日、資源エネルギー庁は、同庁が運営する再エネ業務管理システムに関して一般送配電事業者が付与していたID、パスワードを関係小売電気事業者が利用し、再エネ特措法の認定事業者の情報を閲覧していた事案を公表。同庁は当該関係事業者に対して報告徴収を実施するとともに、他の全ての一般送配電事業者に対して、同様の事案がないか調査し報告を指示。※

※詳細は、資源エネルギー庁によるプレスリリース参照。

「東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社、その他全ての一般送配電事業者に対して再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく報告を求めました」（2023年2月10日）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210003/20230210003.html>

※電気事業法第23条第1項第2号において、一般送配電事業者は、特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならないこととされている。また、再エネ特措法第19条において、一般送配電事業者が特定契約等に基づく再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た情報を目的外利用することを禁じている。

1. これまでの経緯
2. 電気事業法の関係規定
3. 一般送配電事業者の事案に関する類型
4. 関係小売電気事業者の事案に関する類型
5. 非公開情報以外の情報管理
6. **議論いただきたい事項**

# 一般送配電事業者の事案に関する類型について（議論いただきたい点）

## ◆ 類型A：共用システムにおけるアクセス制御に不備が生じた類型

- 仮に過失※<sup>1</sup>によりアクセス制御の不備が生じたとした場合、対応策をどのように考えるか※<sup>2</sup>。  
※<sup>1</sup> アクセス制御の不備が過失によるものかについては、事務局において調査中。過失により発生したと事実認定されているものではない。  
※<sup>2</sup> ①制度上は物理分割がとり得ることになっており、物理分割を行った場合には、アクセス制御は法令上求められていないこと、②他方でシステム構成や作業量から物理分割は極めて困難又はシステム障害のリスクが高いと判断した例もあったこと、③物理分割を行っても権限付与を誤ることもあり得ることなどにも留意が必要か。
- 直ちに物理分割ができない場合、アクセス制御による論理分割を続ける場合に、アクセス制御に不備が生じないように一般送配電事業者に求めるべき行為やその水準として、どのようなものが考えられるか。（定期的なログの解析、第三者によるシステム監査等が考えられるか。）

## ◆ 類型B：閲覧権限付与によって不備が生じた類型

- 非常災害時対応との関係をどのように考えるか。非常災害時対応のため、やむを得ず閲覧権限を小売電気事業者の社員に対して付与するとしても、その際に求められる要件をどのように考えるか。

## ◆ 類型C：その他の類型

- 管理の甘さ等により非典型的な情報の漏えいが生じた場合、対応策をどのように考えるか※<sup>3</sup>。  
※<sup>3</sup> 委託先の情報管理などについては、一つの類型とみて具体的な対応策を考えることも可能か。また、個々の事案について、それぞれ対策を検討し、ルール化していくというアプローチも考えられるか。

# 関係小売電気事業者の事案に関する類型について（議論いただきたい点）

## ◆ 「顧客獲得活動に情報を活用していない」「営業に活用していない」との主張について

- 類型 1 ～ 6 に関し、顧客獲得活動に情報を活用していないと考えられるのはどの類型か。また、積極的な営業活動に情報を活用していると考えられるのはどの類型か。※ 1

※ 1 広義の営業活動という意味では、全て営業活動という見方もあり得ることに留意が必要か。

## ◆ 新電力の顧客情報が閲覧可能でありながら、一般送配電事業者に指摘しなかった理由について

- 関係小売電気事業者による一般送配電事業者への非公開情報の要求・依頼を禁じた電気事業法第 23 条の 3 との関係をどのように考えるか※ 2 ※ 3。

※ 2 要求、依頼を禁じた条文との関係で、関係小売電気事業者の側しか気づき得ない共用システムにおけるアクセス制御の不備を指摘せず放置したことについて、特に不備を生じさせた原因が分社化前の一体会社の際に生じた場合などに、どのように考えるか。

※ 3 関係小売電気事業者の社員等の閲覧の動機や状況等については、事務局において引き続き調査中。

## 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

（一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

# 非公開情報以外の情報管理について（議論いただきたい点）

## ◆ 最終保障供給の顧客情報、再エネ特措法の運用等に基づき一般送配電事業者が知り得た情報についての、電気事業法上の情報管理のあり方について

- これら情報についても、託送供給により知り得た顧客情報に準じた情報管理が求められるべきか※。

※電気事業法第23条の行為規制は、第1項第1号において、一般送配電事業者が託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報の目的外利用を禁じており、その他の情報の目的外利用を禁じていないが、同項第2号において、特定の電気供給事業者を不当に優先的に、あるいは不利に取り扱ってはならない点に関係。なお、再エネ特措法第19条において、一般送配電事業者が特定契約等に基づく再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た情報を目的外利用することを禁じている。

## 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）

（禁止行為等）

第十九条 一般送配電事業者及び配電事業者は、特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給又は使用に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に関して知り得た認定事業者又は小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者に関する情報を当該供給に係る業務及び託送供給（電気事業法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。次項第一号において同じ。）又は電力量調整供給（同条第一項第七号に規定する電力量調整供給をいう。）の業務の用に供する目的以外のために利用し、又は提供すること。

二 特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気を供給し、又は使用するとき、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2 略

3 経済産業大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、電気事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

## その他の論点について（議論いただきたい点）

### ◆ これまでの電力・ガス取引監視等委員会の監視のあり方について※

- これまで事案の発見につながらなかったことについて、定期的なログの解析を求めなかったことなど、不十分な点はなかったか。

### ◆ 今後の電力・ガス取引監視等委員会の監視のあり方について※

- 行為規制の監視を充実させていく上で、改善・強化すべき点は何か。各一般送配電事業者において行う監査体制をどのように改善していくか。

※電力・ガス取引監視等委員会の監視体制のあり方については、事案の解明や再発防止策をまとめた後に改めて具体的な議論することを想定。

### ◆ その他の論点について

- 今後、再発防止を徹底する観点から、中長期的に検証すべき点としてどのような点があるか。



## 今後の議論について

- 事実関係の確認に向けた追加調査や電力・ガス取引監視等委員会としての対応は、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会にて検討。
- 本日の制度設計専門会合における議論については、事務局から本委員会に報告予定。次回以降、制度設計専門会合において、具体的な再発防止策について更に議論いただく。